

求償事務を事例から学ぶ

第三者行為求償事務担当者研修会



第三者行為求償事務担当者研修会は7月28日（水）、府国保連合会で開かれ、28保険者より46名が参加した。

開会にあたり、本会草木事務局長は、求償事務は保険給付の適正化及び国保財政の健全化に貢献するものであり、本研修会で得た知識を今後の業務に活用して欲しいと挨拶した。

府医療企画課の乾国保担当主査は法的理念と経理上の取り扱い等について、「国民健康保険における第三者行為求償事務」と題した講義を行った。また、本会保健事業課求償係の小西専門嘱託員は「求償事務の事例研究（介護含む）」と題して、3件の事例の解説を行う中で求償事務の流れやポイントを説明した。



損害保険料率算出機構京都自賠責損害調査事務所の松井所長は、「交通事故における損害賠償請求について」と題して、具体的な事例を示しながら自賠責保険を中心とした仕組みを解説した。

参加者からは「事例を用いた説明は分かりやすく、今後の業務に活用したい」などの声が聞かれた。